

那珂市移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して那珂市に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職、通勤した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職、通勤した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する		はい・いいえ
(1) テレワークに関する要件 下記①～④の全てに該当する		
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
<input type="checkbox"/>	②国が別途実施する地域未来交付金(デジタル実装型)又はこの前歴事業による支援、助成を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/>	③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。	
<input type="checkbox"/>	④勤務先から通勤手当(定期券相当の交通費)の支給を受けていないこと。 通勤実績がある場合は要相談。	
<input type="checkbox"/>	⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと(申請までに購入予定も含む)。	
(2) 関係人口に関する要件 下記①または②に該当する		
<input type="checkbox"/>	①下記(ア)に加えて、(イ)～(ウ)のいずれかに該当し、かつ、(エ)～(オ)のいずれかに該当する	
<input type="checkbox"/>	(ア) 転入時に50歳未満(世帯の場合は世帯全員が50歳未満)である。	
<input type="checkbox"/>	(イ) 県内農林水産業(専業に限る)へ就業、または、継承する	
<input type="checkbox"/>	(ウ) 「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている	
<input type="checkbox"/>	(エ) 市が関与する移住に関する事業に参加したことがある。	
<input type="checkbox"/>	(オ) 市のお試し居住施設を利用したことがある。	
<input type="checkbox"/>	②地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業において、計画期間中に認定を受けた事業所に新規で雇用されたかた、又は、本社機能移転強化促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所(うち本社機能に係る部門が対象)に新規で雇用されたかた、次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助、グローバル企業のフラッグシップ(主力)拠点誘致促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所に新規で雇用されたかた。ただし、過去に5年以上茨城県に居住歴があるかたに限る。	

(3) 就職に関する要件(一般の場合) 下記①～③の全てに該当する	
<input type="checkbox"/>	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であること。
(4) 就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①～③の全てに該当する	
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。
<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
(5) 起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること(予定を含む)

3 その他の要件

下記①～②の全てに該当する	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。

4 世帯の場合

下記の全てに該当する	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3月以上1年以内である必要あり)